

第50号（第55条関係）

第	号	教 習 資 格 認 定 証		
写 真	本籍			
押し出し	住所			
スタンプ	氏名	性別		
		年	月 日生	
上記の者は、銃砲刀剣類所持等取締法第9条の5第1項に定める射撃教習を受ける資格があることを認定する。				
射撃教習に係る銃種				
有効期間	年	月	日まで	
交付 年 月 日				
公安委員会 印				

備考 1 用紙は、洋紙とすること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。